〇公共工事の前払金に関する規程

 平 成 4 年 5 月 11 日

 石狩西部広域水道企業団企業管理規程第 20 号

改正 平成 18 年 1 月 6 日企管規程第 2 号 平成 30 年 4 月 27 日企管規程第 3 号 令和 2 年 1 月 17 日企管規程第 1 号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る公共工事に要する経費の前金払について必要な事項を定める。(前払金及び中間前払金の対象及び率)
- 第2条 企業長は、前条に規定する公共工事のうち、請負金額が1,000万円以上で企業長が必要と認めるものについては、当該公共工事の請負人に対し、請負金額の4割(ただし、測量、地質調査及び設計については、請負金額の3割)を超えない範囲内で前金払をすることができる。
- 2 前項の前払金の限度額は、10,000万円とする。ただし契約期間が2年度以上にわたる場合は、この限りではない。
- 3 企業長は前金払の対象となる工事のうち、工期が2年度以上にわたる工事を対象として、中間前金払を行うことができる。
- 4 前項の中間前払金は、請負金額の2割以内とする。ただし、支払済みの前払金との合 計額が、請負金額の6割を超えてはならないものとする。
- 5 中間前払金は、工期の2分の1を経過し、かつ、工事行程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金相当額が請負金額の2分の 1以上になったことを確認した後でなければ、支払うことができないものとする。
- 6 部分払を行ったものは、中間前金払の対象とはしないものとする。

(平 18 規管規程 2·一部改正)

(保証契約書の寄託)

第3条 前払金の支払を請求する者は、保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、保証契約書を企業団に寄託しなければならない。

(特別な契約事項)

- 第4条 前金払に係る請負契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなげればならない。
 - (1) この規程により前金払をするものであること。
 - (2) 前払金は、請負人が前条の手続きを完了した後に請求できるものであること。
 - (3) 次条の規定により前払金を追加し、又は返還させること。
 - (4) 工事請負金の部分払をするときは、部分払金から前払金に出来高歩合を乗じて得た額を差し引いて支払うこと。
 - (5) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。
 - (6) 第6条の規定により前払金を返還させること。
 - (7) その他必要な事項

(前払金の追加払又は返還)

第5条 企業長は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負金額が変更前の請負金額の2割以上増減したときは、その増減した額に既に支払った前払金の変更前の請負金額に対する率を乗じて得た額を追

加払し、又は返還させることができる。

2 前項の場合において、変更後の請負金額が第2条に規定する額に満たないものとなったときは、企業長は、既に支払った前払金のうちから、変更前の請負金額と変更後の請負金額との差額に同条の率を乗じて得た額を返還させるものとし、その残額については、同条の規定にかかわらず、これを前払したものとみなす。

(前払金の返還)

- **第6条** 前払金の支払を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、既に支払を受けた 前払金を返還しなければならない。
 - (1) 前払金に係る保証契約が解除されたとき。
 - (2) 前払金に係る請負契約が解除されたとき。

(延滞金の納付)

第7条 前払金の返還の請求を受けた者が、返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の延滞金をあわせて納付しなければならない。

(平成30年企管規程第3号・一部改正)

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附則

この規程は、公布の日(平成30年4月27日)から施行する。

附則

この規程は、公布の日(令和2年1月17日)から施行する。